

公 示 書

九州地方整備局研修所において、食堂の営業を希望する者の公募を次のとおり公示します。

平成24年12月19日

九州地方整備局
九州技術事務所長 後田 徹

1 対象者

九州地方整備局研修所において食堂の営業を希望する者

2 対象施設

(1)名称 九州地方整備局研修所食堂
(2)所在地 久留米市高野1丁目3番1号
九州地方整備局九州技術事務所(研修所)

3 営業申請の条件

- (1)申請事業者には、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定を準用する。
- (2)申請事業者は、国税及び地方税を完納していること。
- (3)申請事業者は、営業申請内容等の説明会に参加した者であること。
- (4)申請事業者は、九州管内に本社、支社、営業所のいずれかを有していること。
- (5)申請事業者は、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 営業申請内容等の個別説明

営業申請書類等の配布及び申請方法並びに営業施設の概要及び営業にあたっての条件についての個別説明を下記のとおり行いますので、あらかじめ来庁日時を下記の問い合わせ先へ連絡のうえ、必ず受けてください。

なお、個別説明を受けなかった者についての申請は受け付けません。

- (1)期 間 平成25年1月11日(金)から平成25年1月29日(火)
(2)時 間 8:30~17:15(12:00~13:00を除く)
(3)場 所 久留米市高野1丁目3番1号
九州地方整備局九州技術事務所(研修所)
(4)問合せ先 九州地方整備局九州技術事務所 総務課
専門職
電話 (0942)32-8276

5 営業の条件等

別紙1のとおり

6 提出書類

別紙2のとおり

7 申請受付

- (1)受付期限 平成25年 2月15日(金)まで
- (2)受付時間 8:30~17:15(12:00~13:00を除く)
- (3)場 所 久留米市高野1丁目3番1号
九州地方整備局九州技術事務所(研修所)

8 営業者の決定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査のうえ、事業者を決定します。

9 問い合わせ先

久留米市高野1丁目3番1号

九州地方整備局九州技術事務所 総務課

専門職

電話 (0942)32-8276

10 その他

- (1)申請受付日時以外の申請書等の受付は行いません。
- (2)郵送での申請については、書留郵便により上記7の期限までに必着とします。
- (3)申請に提出した関係書類等については、返戻しません。

営業条件（食堂）

項目	営業条件
施設の目的	九州地方整備局研修所に来所する研修生等の利便に資することを目的とし、良質で低廉な食事の提供のための施設である。
営業開始予定日	平成25年4月1日
営業日	「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する日を除く毎日とする。 ただし、当方との協議によって双方が合意すれば、営業日の変更は可能とする。
営業時間	(朝食)7:30~8:30、(昼食)12:00~13:00、(夕食)17:15~19:00を基本とする。 ただし、当方との協議によって双方が合意すれば、営業時間の変更は可能とする。
サービス方法	セルフサービス方式とするが、別途提案は受け付ける。
メニュー	提案を基本とするが、米飯類及び麺類を定食または単品で提供すること。 また、日替わり方式を用いることが望ましい。
提供価格	提案を基本とする。 当方の希望価格は定食が350円から600円程度である。
精算方法	提案を基本とする。
契約期間	契約の期間は平成25年4月1日から平成25年12月6日までとする。
国有財産使用料	国有財産使用料は年間6万円程度を予定しており、別途国有財産法に基づく使用許可手続きをとるものとする。
光熱水料	施設経費にかかる光熱水料(電気、ガス、水道)については、事業者において負担する。
備品類	食堂の厨房器具、テーブル及び椅子は、既存のものは使用して差し支えないが、その他運営上必要な備品類については、事業者が用意すること。 備品類の修理は、原則として事業者において行うものとする。
消耗品類	鍋、釜、食器類その他必要な消耗品については、既存の物は使用して差し支えない。
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、事業者において全責任を負うものとする。
報告事項等	契約書(案)による。
庁舎への出入り等	庁舎管理規定に従うものとする。
その他	施設の営業にあたり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は事業者が行うものとする。 営業時間外において、当方から施設の使用を求められた場合は、業務に支障のない範囲で認めること。 上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

契約書(案)については、個別説明の時に配布します。

別紙2

申請書および添付書類一覧

提出書類	提出部数	備考
九州地方整備局研修所食堂営業申請書 (添付書類)	1部	様式1
① 会社等概要	1部	様式2
② 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無	1部	様式3
③ 店舗別営業開始日一覧表	1部	様式4
④ 過去3年分の保健所からの指導事項および改善措置状況	1部	様式5
⑤ 経営規模等調査票	1部	様式6
⑥ 過去3年分の法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税に係る納税証明書(その3)		
⑦ 法人の場合→商業登記簿謄本 個人の場合→身分証明書(市町村発行)	1部	
⑧ 直近3年分の決算書 法人の場合→貸借対照表、損益計算書、利益処分書 個人の場合→決算等財務状態が確認できる書類	1部	
⑨ 提案書(A4版片面10枚以内) 提案書の記載内容は、別紙のとおり *販売品目および価格設定	1部	別添1

各提出書類の様式等については、個別説明の時に配布します。